

2014 後期転入
(2・3年次)本学

受験番号

2014 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕～〔設問3〕に答えなさい。

〔事例〕

地方公務員法 37 条 1 項は、「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない」と規定し、地方公務員による同盟罷業行為とともに、そのあおり行為を禁止している。また、同法は、「何人たるを問わず、第 37 条第 1 項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者」について、「三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する」としており、刑罰を予定している(同 61 条 4 号)。

A 県教職員組合の役員 Y は、加盟組合員に一斉年次休暇を請求させ、組合の集会に参加させた。この集会が地方公務員法 37 条 1 項前段の禁止する同盟罷業に当たるとされ、また組合役員 Y は、それをあおったとして、地方公務員法 61 条 4 号の罪で起訴された。

〔設問 1〕

あなたが Y の弁護人であるとすれば、地方公務員法 37 条 1 項による同盟罷業の禁止は、どのような憲法上の権利を制限していると主張するか。Y が地方公務員であることが権利保障の有無に影響するかという点にも配慮しつつ、答えなさい。

〔設問 2〕

Y の弁護団は、地方公務員法自体の違憲性を主張するという戦略を採ることはせず、Y に刑罰が科せられることに着目し、地方公務員法の規定を合憲限定解釈したうえで適用違憲の主張をすることにした。Y の弁護人の立場から、憲法上の主張を行いなさい。

〔設問 3〕

刑罰法規の構成要件について、上記のように合憲限定解釈をすることについての反論を、検察官の側から、ごく簡単に行いなさい。

専門論文試験 民法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

Yは、その所有する甲土地を5000万円で売りに出したところ、Xが居住用の土地を探しており、甲土地を見て気に入り、平成25年4月1日、XとYとの間で、甲土地を5000万円で売買することとし、Xは、手付金500万円をその場で支払い、残代金のうち1500万円を同年5月1日にY方に持参して支払い、3000万円を同年6月1日午後1時にXの取引先銀行であるA銀行大阪支店で所有権移転登記手続に必要な書類の授受をすることと引換えに支払うとの約定で売買契約を締結した。

Xは、平成25年5月1日、Y方に1500万円を持参して支払い、同年6月1日午後1時に、A銀行大阪支店において残代金3000万円を用意して待っていたが、Yは同支店に現れなかった。

Xがその後Yに電話で連絡したところ、Yは、「売買代金額が市価より低い、代金を5500万円にしてくれないか。」と述べたため、XとYとの間で言い争いになった。

〔設問1〕

Xは、甲土地をどうしても入手したいと考え、平成25年8月になって、Yを被告として、甲土地の所有権移転登記手続請求訴訟を提起した。Yは、この訴訟において、売買残代金3000万円の支払を受けていないとして、同時履行の抗弁権を主張することができるか。

〔設問2〕

Xは、どのような法的根拠に基づいて、Yとの間の甲土地についての売買契約を解除することができるか。その法的根拠と要件を述べよ。

Xの売買契約の解除に対して、Yは同時履行の抗弁権を主張して、Xの解除の効力を争うことができるか。

専門論文試験 刑法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、甲の罪責について論じなさい。

〔事例〕

甲（男性、35歳）は、スナックを経営し、従業員のA子と愛人関係にあったが、最近、A子が常連客のBと浮気しているのではないかと強く疑っていた。

事件当日午後10時頃、A子がスナックで勤務中、Bに電話を掛けて呼び出し、Bが同スナックに来店してカウンター席に座り、A子が隣に座って親しげに接客した。甲は、BがA子の呼び出しで来店したことに激怒し、Bに対し、「お前はなんで来たんや。」と怒鳴りつけ、既に酔っていたBから、「客に何言うどんねん。」と怒鳴られた上、カウンター上のグラスコップや灰皿などを投げつけられたことから、それまで抱いていたBに対する憤まんや不快感を一気に募らせ、Bに対する憎悪と怒りから、調理場にあった刺身包丁を手に取り、事と次第によってはBの殺害という結果に至ることがあるかもしれないがそれもまたやむを得ないと決意を固め、Bに向かい、「表に出んかい。」と申し向け、出入口の方に行こうとした。

甲は、Bから、更にグラスコップを投げつけられ、「お前、逃げる気か。」などと怒鳴りながら後を追われ、背後から肩をつかまれたため、Bから更にいかなる仕打ちを受けるかもしれない、かくなる上は機先を制して攻撃しようという気持ちから、振り向きざまに利き手である右手に持っていた上記刺身包丁で、Bの右胸部を狙って一突きし、よって、その頃、同所において、Bを右胸部刺創に基づく失血により死亡させた。

以上